

第8期事業年度（平成20年度）財務諸表等に関する監事意見書

平成21年6月26日

独立行政法人国立美術館
理事長 青柳 正規 殿

独立行政法人国立美術館

監事 黒川亮子

監事 鈴木清

私たち監事は、独立行政法人通則法第三十八条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館の第8期事業年度（平成20年度）の財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する監査を行った。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりである。

I 監査の方法の概要

財務諸表及び決算報告書について、関係する役職員から説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧及び証憑書類との突合、その他必要と認めた監査手続きを実施した。事業報告書については、関係する役職員から説明聴取、館長会議への出席その他議事録等により業務運営についての状況の監査を行った結果を基に事業報告書との整合性を確認した。

また、会計監査人より監査の概況及び監査結果について説明を受けた。

II 監査の結果

- 1 財務諸表は法令に従い適正に表示していると認める。
- 2 事業報告書は業務運営の状況を正しく示していると認める。
- 3 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。
- 4 重要な会計方針の変更に記載されているとおり、当事業年度より平成20年4年1日以降に取得した有形固定資産については、耐用年数経過時に備忘価額まで償却する方法に変更を行い、また平成20年3月31日以前に取得した有形固定資産については、取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却する方法に変更しているが、この変更は「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&AのQ31—7の適用によるものであり正当な減価償却方法の変更と認める。

以上